

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

30 August 2021

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 61

### 「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 61 となる本号では、OECD加盟国を中心とする世界130か国がデジタル課税・最低法人税率の大枠を合意、#MeToo運動2.0カリフォルニア州による、秘密保持契約及び誹謗中傷禁止契約の制限を強化する新法案の提案等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. グローバル

グローバル：OECD加盟国を中心とする世界130か国がデジタル課税・最低法人税率の大枠を合意 (2)

#### 2. アジア

ベトナム：移転価格に関する事前確認制度 (APA) の申請に関する新たな通達について

ベトナム：2020年投資法の施行令が施行

ベトナム：保険業法の新草案

#### 3. 米州

米国：#MeToo運動2.0：カリフォルニア州による、秘密保持契約及び誹謗中傷禁止契約の制限を強化する新法案の提案

#### 4. 欧州

欧州：DAC7報告規則—オンライン・プラットフォーム事業者等に課される報告義務等について

英国：目論見書に係る制度の見直し

## 「アジア太平洋地域の主要11か国の移転価格ハンドブック2020」 発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook 2020」と題するレポート（282頁）を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域の主要11か国（日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）の(1) 移転価格税制に係る最新の規則の概要、(2) 移転価格算定方法、(3) 移転価格文書化規則、(4) 移転価格調査の手順、(5) 国内救済、(6) 延滞税・加算税・その他罰則、(7) 事前確認制度（APA）、(8) 過小資本税制、(9) BEPSプロジェクトを受けた改正状況、(10) その他の論点・最新動向について解説を行っています。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



## 1. グローバル

### グローバル

### OECD 加盟国を中心とする世界 130 か国がデジタル課税・最低法人税率の大枠を合意（2）

OECD 加盟国を中心とする世界 139 か国による包括的枠組（Inclusive Framework、以下、「IF」）において、一部の国を除く 130 か国<sup>1</sup>は、2021 年 7 月 1 日付で「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための 2 つの柱からなる解決策に関する声明」<sup>2</sup>（以下、「声明」）を発表し、デジタル課税（第一の柱）と最低法人税率（第二の柱）の大枠について合意した。その後、2021 年 7 月 10 日付で G20 財務相・中央銀行総裁会議において 2021 年 7 月 1 日付の IF での合意を承認している。IF では、今後 2021 年 10 月までに詳細を詰め、最終合意を行うことを見込んでおり、その後 2022 年に各国で法制化・多国籍条約の締結を行い、2023 年からの効力発生を目指している。

本稿では 2021 年 7 月 1 日付の声明に関して、7 月号と 8 月号の 2 回に分けてその概要を説明する。本 8 月号では第二の柱（最低法人税率）についてその概要に触れることとする。

#### 第二の柱の全体像

第二の柱は下記の 2 つから構成される。

- ① グローバル税源浸食防止ルール（Global anti-Base Erosion Rule、以下、「GloBE」）

GloBE は、更に所得合算ルール（Income Inclusion Rule、以下、「IIR」）と、過少課税支払否認ルール（Undertaxed Payment Rule、以下、「UTPR」）の 2 つから構成される。IIR が優先的に適用され、UTPR は、IIR が機能しない場合にそれを補完する仕組みとして機能するものである。

- IIR では、「軽課税国に所在する事業体」の所得について、最低法人税率まで、親会社レベル（多くの場合最終親会社レベル）で課税するものである（トップアップ課税）。
- UTPR は、軽課税国に所在する事業体の所得が IIR の課税対象となっていない（つまり、IIR を課す国に所在する親会社に支配されていない）場合、当該事業体への支払いを損金不算入とする（若しくは同等の調整を行う）ものである。

これらの IIR 及び UTPR に適用される最低法人税率は 15% とされているが、今後変更の可能性も残されている。なお、後述の STTR により課税された税額は、GloBE における対象となる税金として考慮される。

<sup>1</sup>7 月 1 日時点で、アイルランド、ハンガリー、エストニア、バルバドス、ケニア、ナイジェリア、ペルー、スリランカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島の 9 か国は大枠への合意を見送った。8 月 12 日時点でバルバドス、ペルー、セントビンセント及びグレナディーン諸島が追加で合意している。

<sup>2</sup>OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, “[Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising From the Digitalisation of the Economy](#)”, 1 July 2021 なお、説明の便宜のため本稿は、必ずしも声明でカバーされている項目をその順番通りに訳しているものではなく、適宜注釈を加えている旨留意されたい。

「アジア税務紛争対応  
ハンドブック 2020年版（英語）」  
発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に関連する主要な手続、メカニズム、論点及び和解又は正式な訴訟による解決方法について概説します。アジアの一部の国においては、納税者が税務当局に対して法的な権利や保護を主張することは不可能であり、現実的ではないという誤解が存在します。納税者に認められた権利を知り、毅然とした態度で臨むことが防御に繋がる、より重要な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域を網羅した本ハンドブックは、複雑化する税務調査、調査、紛争の状況を把握するための効果的な指針となります。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



GloBE の導入には、各国における税制改正が必要となる。

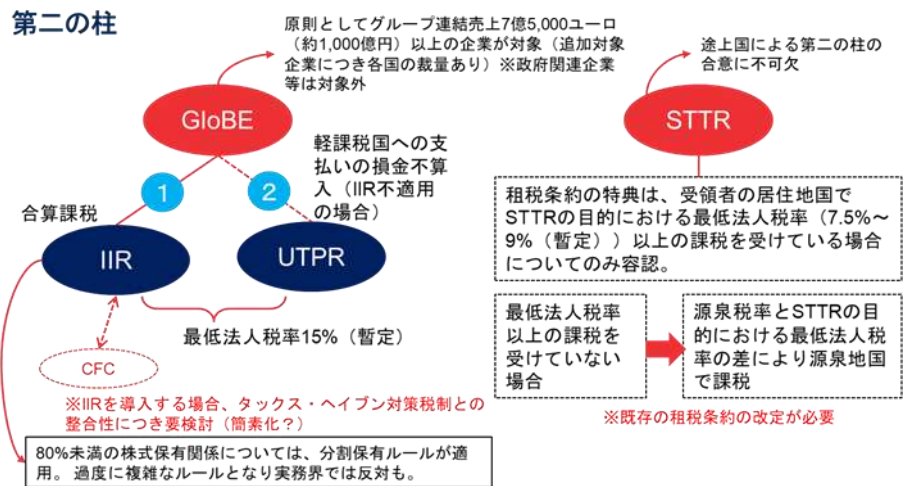
② 租税条約特典否認ルール（Subject to Tax Rule、以下、「STTR」）

一定の関連者支払が行われる場合について、租税条約の特典の対象となる所得が、受領者の所在する国（居住地国）で最低法人税率<sup>3</sup>以上の課税を受けている場合についてのみ、租税条約の特典を与えるとするものである。つまり、居住地国で最低法人税率以上の課税を受けていない場合について、源泉地国での課税を認めるものである（但し、源泉地国の課税権は、支払に係る源泉税率と STTR の目的における最低法人税率の差に限定される）。

この STTR は途上国による第二の柱の合意に不可欠なものであると認識されており、利子・ロイヤルティ・その他の特定の支払いについて、STTR の最低法人税率以下の税率より課税する居住地国は、源泉地国である途上国からの要請があった場合、当該源泉地国との租税条約において STTR を導入することとされている。

STTR の導入には、既存の租税条約の改定が必要となる。

第二の柱の全体像を図示すると以下のようなイメージになる。



GloBE について

1. ルールの位置づけ

GloBE は、「共通アプローチ」として位置付けられており、メンバー国は、GloBE の導入を義務付けられるわけではない。但し、導入する場合はIFのGloBE モデルルールを参照し、第二の柱と整合性のある規則を施行することが求められる。また、他のメンバー国によるGloBE の適用（ルールの適用順序、セーフ・ハーバー・ルールを含む）について認めることが求められる。

日本が税制改正により、IIR を導入するとなると、第二の柱との整合性を考える必要があり、既存のいわゆるタックス・ヘイブン対策税制との整合性を考えた場合、それを簡素化するような改正を行わざるを得ないものと考えられる。

<sup>3</sup> STTRの目的上は7.5%～9%とされる。



## 「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック（英語）」のお知らせ

COVID-19の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳述しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



## 2. 対象となる企業

GloBEの対象となる企業は、BEPS 行動計画 13 (CbCR<sup>4</sup>) により定められた基準（グループ連結売上7億5,000万ユーロ（約1,000億円）以上）を満たした企業である。但し、各国はこの基準値を満たさない場合においても、自国に親会社がある多国籍企業に対して IIR を適用することが出来る。

なお、政府関連の事業体、国際機関、NPO、年金基金、投資ファンドが最終親会社である場合、このような事業体に保有されるビークルは、GloBEの対象外とされる。

## 3. ルールのデザイン

IIRにおけるトップアップ課税に基づく税額は、トップダウン・アプローチ<sup>5</sup>に基づいて各国で課税されることとなる。但し、80%未満の株式保有関係については、分割保有ルール (split-ownership rule)<sup>6</sup>が適用される。

UTPRは、（最終親会社の所在国にある法人を含む）軽課税構成事業体から生じる課税を、今後合意する方法で配分する。

## 4. 実効税率の計算

GloBEによるトップアップ課税の要否は、①国別ベースで、②共通の定義による対象税額、及び、財務会計上の利益を参照して決定した課税ベース（第二の柱の目的に沿って合意された調整及び一時差異の調整を加えたもの）を用いた実効税率テストに基づいて判定される。

## 5. カーブ・アウト

GloBEには、日本のタックス・ヘイブン対策税制のような経済活動基準を考慮した除外規定が存在しない。能動的な事業を行う実態のある子会社についてまで、GloBEの対象とすることを一定程度防ぐために、GloBEでは、有形固定資産及び賃金の最低でも5%（5年間の移行期間においては最低7.5%）を、GloBEの課税対象となる所得から除外（カーブ・アウト）することとしている<sup>7</sup>。

また GloBE は、デミニマス基準（税引き前利益が多国籍企業の全体利益の一定割合の国を GloBE の対象から除外する規定）が設けられる。つまり、一定レベル以下の利益しか生じない国については GloBE の課税対象から除外される。具体的なデミニマス基準の数字については、現段階では定まっていない。

<sup>4</sup> Country-by-Country Reporting（国別報告書）

<sup>5</sup> 最終親会社から順に所有階層の上から、IIRの適用について優先順位が与えられるというもの（多階層での IIR の適用による二重課税を防止するため）。最終親会社が所在する国が IIR を実施していない場合は、次の所有階層の構成事業体において IIR 課税が行われる。トップダウン・アプローチは、親会社レベルで一括して IIR を計算・納税することを可能としており、実務の簡素化に資するものとされている。

<sup>6</sup> トップダウン・アプローチの例外規定であり、グループ外株主により 20%以上の株式が保有されている子会社（部分被保有中間親会社）がある場合は、当該子会社の所在国の IIR「も」適用される。過度に複雑なルールであり、実務界では反対も多いが、今後実務上、IIR 導入国に子会社を有する場合において分割保有ルールの適用を避けるためには、親会社による持ち株割合を必ず 80%以上にするといった対策が必要となると思われる。

<sup>7</sup> ここで、有形固定資産と賃金がカーブ・アウトの基準となったのは、GloBEの対象となる企業がその国において恣意的に調整することが容易ではないと考えられたことが理由として挙げられる。

## 「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがるが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



## 6. 簡素化措置

政策目的の達成という題目では正当化できないコンプライアンス及び事務コストの低減のため、セーフ・ハーバー・ルール又はその他のメカニズムが導入される予定である。この簡素化措置は、実効税率の計算の対象となる子会社の数を減らすものとされる。

ここでは、CbCRに一定の調整を加えた上で、国毎に法人税額／税引前利益により租税負担割合を算出し、それが合意された税率以上であれば、その国に所在する子会社についてはGloBEの適用を免除するという簡易的な措置<sup>8</sup>などが検討されている。

### 米国のGILTIとの共存

国毎に最低法人税率が適用される第二の柱と、GILTIの共存については、今後の検討課題とされている。

### 第二の柱に係るルールの導入

IFのメンバー国は今後、詳細な実施計画につき合意予定であり、2022年に各国の国内法改正、2023年に施行を目指すものとされている。

実施計画には、以下のものが含まれる。

- GloBEモデル・ルール（各国が導入したGloBE間の調整メカニズムの導入。多国間協定を含む可能性もあり）
- STTRモデル・ルール及びその採用を促す多国間協定の策定
- 経過措置（UTPRの導入の延期の可能性を含む）

### 小括

第二の柱に係るルールの導入に当たり、声明では早期に詳細な実施計画につき合意をし、2023年の施行を目指すという意欲的な目標を掲げている。しかしながら、第二の柱の適用に当たっては、各国での税制改正、多国間協定への署名といったハードルが存在し、国ごとの適用タイミングにかなりのばらつきが生じることが見込まれる<sup>9</sup>。実施計画における経過措置は、IIRの導入が遅れた場合に、IIRの不存在を理由に多国籍企業子会社にUTPRを課すことを避けるための措置となることが期待されているが、各国の動向によっては、適用関係が非常に複雑となることも懸念される。

GloBEの対象となる企業は、原則としてグループ連結売上7億5,000ユーロ（約1,000億円）以上の大企業とされているが、既存のタックス・ヘイブン対策税制との整合性を取る観点から、その対象範囲がそれより広がる可能性も否定はできない。一定の軽課税国に子会社を有する日系の多国籍企業については、その規模に関わらず、今後の動向について注視していく必要があると思われる。

[最初のページに戻る](#)

<sup>8</sup>但し、ここで用いられる税率は、必ずしもGloBEの最低法人税率である15%とは限らず、それより高い税率が検討されている。

<sup>9</sup>日本においても、令和4年税制改正での導入は時期尚早であり、経過措置の検討が必要という意見がある（経済産業省 デジタル経済化における国際課税研究会 資料より [https://www.meti.go.jp/shingikai/external\\_economy/international\\_taxation/](https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/international_taxation/)）。

## 「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、投資家のキャッシュが増える中、そうした企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、ディストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



## 2. アジア

### ベトナム

#### 移転価格に関する事前確認制度（APA）の申請に関する新たな通達について

2021年6月18日付で、ベトナム財務省は、関連者間取引を行う多国籍企業に対する事前確認制度（以下、「APA」）の適用に関する Circular 45/2021/TT-BTC（以下、「通達第45号」）を発行した。通達第45号は Decree 126/2020/ND-CP（以下、「政令第126号」）の第41条（APA申請）の実施に関するガイダンスであり、旧通達であった Circular 201/2013/TT-BTC は 2021年8月3日付で通達第45号に置き換わった。

#### 1. APAの適用対象取引

APAの適用対象となる取引は、政令 132/2020/ND-CP（以下、「政令132号」）に記載されている関連者間取引で以下の取引が含まれる（ただし、物価に関する法律に基づき政府が価格を管理している商品及びサービスに関わる商取引を除く）。

- 有形資産の購入、販売、交換、リース
- 無形資産の許諾、購入、販売
- 無償による資産の提供、貸与
- 役務の提供
- 金銭貸借、金融サービス、金融証券、その他の金融商品の提供
- 費用分担に関する取引

加えて、その取引は以下の条件を同時に満たす必要がある。

- 営業活動として実際に発生し、APAの対象期間中に継続して発生すること。
- 政令132号及び税務管理法に従って、取引の特徴・性質と比較対象取引を決定する根拠があること。
- 税務紛争や訴訟の対象になっていないこと。
- 透明性があり、租税条約の脱税、回避、濫用を目的として行われていないこと。

#### 2. APAの適用原則

APA申請は、①独立企業間原則、及び②実質課税の原則（substance over form）という2つの柱で成り立っている。基本的に、APA申請は、税務管理を強化と税務コンプライアンスコストを削減するために、独立企業間取引の比較・分析や実質課税の原則に従って納税者の関連者取引の価格を決定することを目的としている。

#### 3. APA申請の手続

- APA申請に必要な文書と情報

APA の申請に必要な書類は政令第 126 号の第 41.3 条に規定されている。APA 申請者は、APA 申請書類一式を、APA 申請書（政令第 126 号の付録 III の Form 02/APA-CT）と共に公式書類として税務総局（以下、「GDT」）に提出する必要がある。申請書類はベトナム語で作成される。二国間または多国間 APA の場合、納税者は書類を英語に翻訳し、MAP 申立書（Form 03/APA-MAP）と共に提出する。提供される情報やデータベースは、税務管理法第 42.6b 条及び政令第 132 号の第 17 条に準拠していなければならない。

- APA 申請の評価

GDT は、提出された APA 申請書類を評価し、提供された情報の完全性、正確性、合法性、合理性、及び妥当性を確認、比較、判断、評価する。この審査プロセスで、GDT は納税者に提供された情報の説明と明確化を求め、そのような情報や提供された書類の完全性、正確性、合法性、合理性、及び妥当性を検証するための税務管理措置を適用することができる。

- APA の審査・協議

APA 申請に関して、GDT と納税者は、対面式の会議、または電話、電話会議、書面でのやりとりの形で交渉を行う。両当事者は、各交渉の結果を記録する必要がある。

#### 4. 納税者の権利と義務

納税者（APA 申請者）は APA 申請に関して以下の権利と義務を有する。

##### 権利

- APA が締結される前であれば、いつでも APA 申請を取り下げ、交渉を中止することができる。
- 独立した専門家を APA の議論や交渉に参加させることができる。
- ユニラテラル APA の実施中に、納税者が二重課税や外国税務当局の決定に起因する税務上の不利益に直面した場合には、GDT に APA の修正または撤回を要請することができる。

##### 義務

- 税務当局との話し合いや交渉の際には、適時、正確な情報やデータを提供する。納税者は、この情報の真実性と正確性について責任を負う。
- 関連文書を保管し、要請があれば税務当局に提供する。
- 締結された APA を順守するとともに、APA の年次報告書や臨時報告書（必要な場合）を作成し、税務当局に提出する。

#### 5. APA の有効期間

合意された APA の有効期間は最大 3 年であるが、納税者がベトナムで事業を行い、法人税を申告・納税した年数を超えないものとする（すなわち 3 年間の有効な APA を取得するには設立し、事業開始並びに法人税申告後、3 年間の経過している必要がある）。

## 6. APAの実施

通達第45号は2021年8月3日付で発効された。通達第45号の発効日以前に提出されたAPA申請の内、2021年8月3日までにAPAの申請期間が終了しておらず、結論が出ていないものは、通達第45号、税務管理法、政令第126号が適用となる。

[最初のページに戻る](#)

## ベトナム

### 2020年投資法の施行令が施行

2021年3月26日、ベトナム政府が2020年7月に発表した2020年投資法（以下、「新投資法」）の施行の詳細を定める政令31/2021/ND-CP号（以下、「政令31号」）が施行された。以下、その内容を概説する。

### オンライン上での投資登録手続

投資家は投資登録を行う前に、投資プロジェクトに関する情報を国家投資情報システム（National Investment Information System、以下、「NIIS」）に入力することが義務付けられている。正式な登録申請書類は、当該入力を行った日から15日以内に、NIIS経由でオンライン提出するか、当局に書面で提出する必要がある。オンラインで申請を行う場合には、電子署名による認証が行われている場合に限り、別途当局に書面で提出する必要はないとされている。

### 投資禁止分野及び条件付き投資分野リストの公表

政令31号は、外国投資家の参入を制限する分野として、(i) 市場アクセスが許可されていない25の分野、及び(ii) 市場アクセスが条件付きで許可されている59の分野を定めている。具体的な条件はNIISで公表されている。

### 市場アクセス条件を適用する際の原則

政令31号は、市場アクセス条件を適用する際の原則を以下の通り規定している。

- 外国投資家は、条件付き投資分野リストに含まれていない投資分野については、国内投資家に適用される市場アクセス条件の適用を受けることができる。
- 条件付き投資分野で投資活動を行う外国投資家は、計画投資省（Ministry of Planning and Investment、以下、「MPI」）がNIISで公表した市場アクセス条件を全て充足しなければならない。
- 市場アクセス条件に関して新たに法令が施行された場合、係る新法の施行前に適用された市場アクセス条件は引き続き適用され、新法の施行後に投資を行う外国投資家は、新法に基づく市場アクセス条件を充足しなければならない。
- 同一事業分野における市場アクセス条件について規制内容の異なる複数の国際条約の適用対象となっている外国投資家は、関連する国際条約に別段の定めがある場合を除き、いずれかの条約に従った市場へのアクセス条件の適用を受けることを選択することができる。
- 国際条約に基づく外国投資家の持分比率は以下の通り適用される。



- 複数の外国投資家が出資を行い、又は株式若しくは持分を取得する場合において、当該投資家が1つ以上の国際条約の適用を受ける場合、すべての外国投資家の持分比率の合計は、適用されるいずれかの国際条約に基づく外国投資家の持分比率の上限を超えてはならない。
- 投資先が複数の事業を行い、それぞれの事業で異なる持分比率が適用される場合には、最も低い持分比率が適用される。
- 公開会社、証券会社、証券投資信託管理会社等に対する投資には、証券関連の法律及び規制が適用される点に留意が必要である。

### M&Aの承認に必要な申請書類

新投資法に基づき、外国投資家は、既存の会社に出資を行い、又は既存の会社から株式若しくは持分を取得する場合、事前に承認を得なければならない。政令31号は、当該承認を得るために必要な書類として以下を追加している。

- 出資又は株式若しくは持分の取得に関する取引の予定額
- 出資又は株式若しくは持分の取得に関する基本合意書
- 外国投資家が出資又は株式若しくは持分の取得を行う対象会社の土地使用権証明書の写し（国防・安全保障に影響を与える地域等一定の地域内の土地に関する証明書に限られ、対象企業が、政府の規制に基づき策定された工業区、輸出加工区、ハイテク区又は経済区で投資プロジェクトを行う場合には不要）

上記の書類については、取引の予定額が為替レートの変動などにより申請時から変更が生じ、当局から指摘を受ける可能性があるなどの点が懸念されている。また、管轄当局による土地関連書類の審査に時間を要する場合がある。

### 不正取引による投資プロジェクトの打ち切り

新投資法第48条では、民法に従い不正取引に基づき行われたとみなされる投資プロジェクトを終了させる権利を管轄当局に付与した。

政令31号では、上記の権限を強化し、管轄当局が裁判所の判決又は仲裁判断に基づいて、不正取引による投資プロジェクトの運営の一部又は全部を終了させることができるとしている。また、管轄当局又は関連する個人若しくは組織が、かかる不正取引を無効と判断するよう、裁判所に対して申し立てることができることと規定されている。

### 投資奨励措置の対象となる新規事業

従前の施行令と比較して、政令31号では、以下を含み、投資奨励措置の対象となる新たな事業内容を追加している。但し、企業がこれによって具体的にどのような恩恵を受けられるかは現時点では明確ではない。

- 省エネ・環境保護のため、建築資材製造施設からの排ガスの余熱を発電に利用する事業への投資
- 火力発電所、化学肥料工場、及び冶金工場からの廃棄物を処理及び利用し建築資材を生産する事業への投資
- 建築資材の生産において、廃棄物を処理し、燃料として利用する事業への投資

- セメント製造業用の設備、材料及びスペアパーツ、ガラス、セラミックタイル並びに耐火物を生産する事業への投資
- 環境にやさしい輸送事業への投資
- 建設資材に使用される鉱物の生産及び加工事業への投資
- 科学技術の成果に基づく製品の生産及び取引に関する事業への投資
- 環境監視装置、現場排水処理装置、環境保護法に基づくベトナムエコラベル認証を取得した環境にやさしい製品と液体を供給する事業への投資
- 電子出版物の発行に関する事業への投資
- 中小企業（以下、「SMEs」）の支援に関する法令に規定されたSMEsの製品流通チェーンへの投資、SMEs企業支援事業者への投資、SMEsを支援する技術施設への投資、SMEs及びスタートアップ企業のための共同ワーキングスペースを提供する事業者への投資
- スタートアップ企業への投資

### 投資方針の承認が不要な対外投資に適用される新しい規則

新投資法は、国民議会、首相及びMPIに対外投資を承認する権限を付与している。

国民議会又は首相による投資方針の承認の対象とならないプロジェクトについては、MPIが対外投資登録証明書（以下、「OIRC」）を発行する。かかるプロジェクトにおいて、200億ドン（約869,565米ドル）以上に相当する外貨が外国に移転される場合、MPIは書面でベトナム国家銀行の意見を聴取した上で承認しなければならないとされており、政令31号第78.2条では、当該意見について具体的に規定している。

また、政令31号は、投資方針の承認対象ではなく、外国に移転する資本が200億ドン未満の場合であり、かつ、条件付きの対外投資事業への投資に該当しない場合、投資家は、申請書類をMPIに書面で提出し、又はNIISを通じてオンラインで書類を提出することで、OIRCを取得できると規定している。

[最初のページに戻る](#)

## ベトナム

### 保険業法の新草案

ベトナム財務省及びその保険監督局（以下、「MOF」）は、保険業法の新草案（以下、「第2.6版」）を公表し、法案の更新作業を進めている。第2.6版では、現行の保険業法からの大幅な変更が予定されている。第2.6版は、2021年後半までに国会に提出され、議論されることが予定されており、その後、法案を最終化のうえ、2023年1月1日付の施行を目指し、最終草案を2022年に制定するために国会に提出予定である。

第2.6版における主要な改正事項の概要は、以下の通りである。

## 法令の適用範囲の明確化

現行の保険業法の広範な規定に代わり、第 2.6 版では、法令が適用される主体を明確に規定している。

## 強制保険の範囲の変更

第 2.6 版においては、法律顧問業務及び保険仲介業務における専門家賠償責任に係る保険を強制保険から除外しつつ、他の法令（弁護士法等）に基づいて定められる強制保険が新たに強制保険の範囲に含まれ、保険業法で定める強制保険の規制を遵守しなければならない旨規定している。

## 保険契約内容の柔軟化

第 2.6 版では、保険契約の内容に関する当事者間の合意を尊重し、保険契約に必須の内容は定めておらず、構成内容として含めることが推奨される事項を一覧化するにとどまる。そのため、第 2.6 版は保険会社と保険契約者によるより柔軟な保険契約内容の交渉を可能とする。

## 暫定保険の導入

第 2.6 版では、生命保険に適用される「暫定保険」に関する新しい規定が提案されている。暫定保険は、保険会社が保険申請書を受領し、保険契約者が概算保険料を支払った場合に、保険会社が正式な保険を受諾又は却下するまでの間、保険会社が保険契約者に提供することができる。

## 保険会社の提供することができる保険商品の拡張

現行の保険業法と比較して、第 2.6 版は、保険補助サービス及び保険事業に直接関連するその他の活動を保険会社の業務の一つとして認めることを新たに提案している。また、保険会社が異なる保険商品（生命保険、損害保険、医療保険）を同時に販売することを許容する例外の場合を拡張している。

## MOF に対する通知

第 2.6 版においては、保険会社及び保険仲介業者はその定款の変更を事前に MOF に対して通知しなければならない。さらに、保険仲介業者の場合は、その定款の変更について MOF から承諾を得た上で、変更後、実際に変更した当該事項について再度通知する必要がある。

また、保険会社の定款資本の 25% を直接又は間接に保有する個人に係る変更についても、MOF に通知しなければならない。

## 保険会社及び再保険会社による外部委託

第 2.6 版では、保険会社と再保険会社は、自社の手続や業務の一部を第三者に委託することが許容されている。第 2.6 版では、内部統制、内部監査、リスク管理といった一部の例外を除き、広く外部委託することが認められている。ただし、保険業務に直接関連する手続や活動の外部委託については、一定の要件を定めている。具体的には、外部委託をした場合でも、保険会社又は再保険会社が保険契約者に対して最終的かつ単独の責任を負う。また、外部委託を受けた第三者が、外部委託された業務の作業量の 75% 以上を行わなければならないと定められている。

## オンラインチャネルによる保険商品の提供

ベトナム政府が奨励している保険事業への情報技術の適用は、法律草案、電子取引法、情報技術法、サイバーセキュリティ法等の法令を遵守する必要がある。第 2.6 版では、インターネットを介した保険商品・サービスの提供に

ついて具体的に規定しており、これは、保険会社、保険仲介業者、又は第三者（銀行又は電子商取引プラットフォーム等の保険会社若しくは保険仲介業者のパートナー）が、組織や個人に対して、オンラインチャネルを介して保険商品・サービスを提供するプロセスの一部又は全部を行うことと定義されている。オンラインチャネルで保険商品・サービスを提供するための条件は、財務省大臣が決定する予定である。

### 保険代理店業務に係る規定の変更

第 2.6 版では、保険契約に関する規定と同様に、保険会社と保険代理店との間で締結される保険代理店契約に必須の規定事項を定めておらず、構成内容として含めることが推奨される事項を一覧化するにとどまる。また、第 2.6 版では、現在規則レベルで規定されている保険代理店業務における原則、保険代理店業務における当事者の権利及び義務に関する規定と同様の規定を、いくつかの新たな規定を加えつつ、法令レベルで改めて規定する。さらに、第 2.6 版では、各保険商品に対応する保険代理店証明書の種類を差別化している。

### 自己資本比率及びリスクベース資本

自己資本比率とは、実際の資本と財務省の規定によって求められるリスクベースの資本との間の比率を指し、自己資本比率をリスクベースの資本に基づいて決定することとして、第 2.6 版で新たに導入された。第 2.6 版では、保険会社や再保険会社は、自己資本比率が MOF の要求する規制資本を下回らないよう常に維持しなければならないとされている。

### 専門準備金の確保

第 2.6 版においては、保険会社又は再保険会社は、締結済みの保険契約から発生する可能性のある保険負債を支払うための金額を専門準備金として確保しておかなければならない。専門準備金は、保険商品の種類ごとに個別に設定され、保険契約において保険契約者が掛けた金額と同額でなければならず、また、法律で別段の定めがない限り、同一の保険業務であるか否かにかかわらず、ベトナム国内の被保険者の保険契約と外国の被保険者の保険契約との間で分離されなければならないとされている。

### その他

その他、リスク管理、資本及び支払能力に関する規定の適用時期、保険会社による情報開示並びに紛争解決機関に関する規定等の変更が提案されている。

[最初のページに戻る](#)

## 3. 米州

### 米国

#### #MeToo 運動 2.0：カリフォルニア州による、秘密保持契約及び誹謗中傷禁止契約の制限を強化する新法案の提案

##### 概要

カリフォルニア州で提案されている法案は、労働者を秘密保持契約から保護し、人種差別を含む差別行為の疑いについて労働者が声を上げることができるようになることを求めるものである。Silenced No More Act と呼ばれる上



院法案第 331 号（以下、「新法案」）が 2021 年 2 月に提出され、カリフォルニア州法に基づくあらゆる形態のハラスメントや差別（人種、祖先、宗教、性同一性に基づくものを含む）を対象とした秘密保持契約に対する保護の拡大を求めている。この法案が可決されれば、企業が和解契約や非誹謗中傷禁止契約（non-disparagement agreements）を結ぶ自由に大きな制限が課せられることになる。

### 新法案が可決された場合の新たな義務

- ① 現行法上、職場でのセクシャルハラスメントについて労働者が意見をすることを禁じる規定を置くことは禁止されているが、新法案は、既存の規定の適用を拡大し、あらゆる種類のハラスメント（人種、年齢、宗教的ハラスメント等）を対象とする（下記の上院法案第 820 号の議論を参照）。
- ② 新法案は、職場での違法行為に関する情報の開示を禁止する非誹謗中傷禁止契約の締結を禁止する。
- ③ 新法案の下で、従業員が契約締結に関して弁護士に相談する権利があることを従業員に対して通知する義務、及び当該相談のために契約締結までの間に「5 営業日以上合理的な期間」を当該従業員に与える義務等、新たな雇用主の義務が発生する。

### 雇用主に配慮した変更

- ① 新法案は、従業員の離職に関連する契約に、全ての請求権について、一般的免除条項又は一般的放棄条項を含めて法律に違反しないことを明確にしている。
- ② 新法案は、請求の解決の際に従業員に支払われた金額の開示を妨げる規定が法律で禁止されていないことを確認している。
- ③ 新法案は、雇用主が職場における違法行為を伴わない企業秘密、専有情報又は機密情報を保護できることを確認している。

### 法律の現状－契約上の秘密保持に関する現在の制限－

MeToo 運動をきっかけに成立した現行法では、カリフォルニア州の労働者が性差別の事例について発言することは認められているが、その他の種類の差別について法は言及していない。

- 上院法案第 820 号は、セクシャルハラスメント、性差別及び報復請求に関連した和解における秘密保持条項を禁止する。2019 年 1 月 1 日より、民事訴訟や行政訴訟で申し立てられた、性的暴行、セクシャルハラスメント又は性に基づく嫌がらせ若しくは差別に関する特定の請求に係る事実情報の開示を妨げる和解契約の条項は、法律上無効となった。もっとも、新法案は、訴訟前の段階（つまり、行政上の告訴や司法上の告訴を行う前）の和解に用いられる条項には適用されないようである。また、新法案は、当事者が和解金額を非公開にすることを求めることを明示的には制限していない。

既存の法律では、以下のように雇用者が権利放棄書や非誹謗中傷禁止契約の締結に従業員に迫ることを制限しているが、新法案は、裁判所、行政機関、若しくは裁判外紛争解決フォーラムにおける、又は従業員の内部苦情処理を通じた、交渉により締結される和解契約には適用されない。

- とりわけ、上院法案第 1300 号は、雇用主が従業員から非誹謗中傷禁止合意を取り付けることや請求権の放棄を得ることを制限している。

上院法案第 1300 号は、昇給又はボーナスと引き換えに、あるいは雇用又は雇用継続の条件として、雇用主が以下の行為を行うことを、カリフォルニア州政府法典の下で違法な雇用慣行としている。

- 雇用主又は他の適用対象事業体に対していかなる請求又は被害も有さないことを表明した権利放棄書に署名するよう従業員に要求すること、及び国家機関、法執行機関、裁判所、若しくはその他の政府機関に対して民事訴訟若しくは告訴を提起し遂行する権利又はその他の方法で通知する権利を放棄する旨を当該権利放棄書に含めるよう従業員に要求すること。
- セクシャルハラスメントを含み、これに限定されない職場での違法行為に関する情報を開示する権利を否定する旨の、非誹謗中傷禁止契約又はその他の文書に署名することを従業員に要求すること。

現行法では、犯罪行為やセクシュアルハラスメントの疑いについて、当事者が合法的な手続によって証言を強制されたり要求される場合に当事者が証言することを妨げる契約条項について、その効果は無効とされている。

- 下院法案第 3109 号は、2019 年 1 月 1 日以降に締結された契約書や和解契約書において、当該契約書や和解契約書の相手側の犯罪行為やセクシャルハラスメントについて、相手方の代理人又は従業員の側の証言する権利を放棄する旨の条項がある場合、当該条項を無効とする。

## 次のステップ

新法案を見越して、積極的に秘密保持条項を削除している企業は少ない。秘密保持条項の削除は、Silenced No More Act が可決された場合に備えて先手を打つための選択肢に過ぎないものの、多くの企業は様子を見ている状態である（この法案は遡及適用されないことに注意されたい）。引き続き法案の動向に注視する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 欧州

### 欧州

#### DAC7 報告規則—オンライン・プラットフォーム事業者等に課される報告義務等について

##### 概要

EU 理事会は、今年初めに、オンライン販売者及びサービスプロバイダーからのデータの収集、検証、共有を目的とした新規則（DAC7）を承認した。DAC7 は、遅くとも 2022 年 12 月 31 日までに各 EU 加盟国の国内法として立法化されなければならないが、2023 年 1 月 1 日から効力が生じる見込みである。本稿では、DAC7 の内容にかかる実務上の留意点について項目別に概説する。

#### DAC7 のデューデリジェンス及び報告義務：主要な留意点

##### 1. 情報の収集・報告義務者

DAC7に基づくデューデリジェンス及び報告義務は、プラットフォームの利用者である販売者と、プラットフォームの利用に関する契約を締結する主体たるプラットフォーム運営者に課せられる。DAC7では、プラットフォームを、特定の商品・サービスの販売者と潜在的な買い手を結びつけるあらゆるデジタルインターフェースと定義している。その範囲は広く、ウェブサイトやオンライン・プラットフォームに統合されたソフトウェア等、非伝統的なプラットフォームにも及ぶ可能性がある。

対象となるのは、EU域内に居住するプラットフォーム事業者と非EU域内に居住するプラットフォーム事業者の両方とされているものの、報告義務が生じるのはEU域内に十分な結びつきがある販売者に関する取引のみである。

例外として、プラットフォーム事業者がEU域外の法域に所在し、かつEUとその各法域との間にDAC7に相当する情報交換協定がある場合は、プラットフォーム事業者の報告義務はEU域内では適用されない。また、複数のプラットフォーム事業者が存在する場合、ある事業者が、同じ情報が他のプラットフォーム事業者のいずれかによって報告されているという証明を得た場合には、報告義務が免除される。

## 2. プラットフォーム事業者が収集すべき情報の種類・類型

プラットフォーム事業者は、販売者関連情報の収集・確認のためのデューデリジェンス義務を負う一方で、適格販売者が行った取引に関する情報を収集・共有する必要がある。

### ① デューデリジェンスの手順

デューデリジェンスの対象は、標準的なKYC手続より広範であり、販売者の個人情報（氏名、主たる住所、納税者番号、VAT納税者番号、生年月日／商業登記番号、活動が行われている恒久的施設の有無と所在地等）を包括的に収集し、管轄税務当局に報告する必要がある。販売者の具体的な活動に応じて、販売又はレンタルの対象物に関する情報も収集する必要がある。

さらに、プラットフォーム事業者は、収集した個人情報及び事実情報の正確性及び信頼性を検証しなければならない。特定のデータに関しては、プラットフォーム事業者は、関連するEU加盟国が提供する本人確認サービスの情報に依存することが可能である。ただし、その情報が疑わしい場合には、プラットフォーム事業者は、税務上の居住者証明書や身分証明書（IDカードやパスポート）等の追加書類に基づいた確認が必要となる。プラットフォーム事業者は、こうして収集された販売者の情報を管轄税務当局に開示する義務を負う。

### ② 取引情報

プラットフォーム事業者は、上記のデューデリジェンス手続やその後収集した情報に加えて、取引関連情報（口座番号、販売者の報酬の支払額・入金額、手数料・税金、（不動産の場合）リース期間等）を収集し、管轄税務当局に報告しなければならない。

## 3. プラットフォーム事業者が収集すべき販売者情報の範囲

プラットフォーム事業者は、自らのプラットフォームを利用する適格販売者に関する特定のデータや情報を報告する義務を負う。販売者の定義には、EUに十分な結びつきがあり（すなわち、EUに居住しているか、EUに所在する不動産を賃貸していること）、プラットフォームに登録している個人と法人の両方が含まれる。

対象となる販売者のすべての活動がDAC7の範囲に該当するわけではない。対象範囲は、以下の活動に限定される。

- EU域内に所在する不動産（住宅地、別荘地、商業地、駐車場等）の賃貸業
- EUに拠点を置く事業者による個人向けサービスの提供
- EUに拠点を置く販売者による商品の販売
- EUに拠点を置く販売者による輸送手段のレンタル（カー／ライドシェアリング等）

なお、特定の販売者<sup>10</sup>は、報告対象から明確に除外されている。

#### 4. 報告義務の遵守期限

報告義務は、暦年ベースで発生し、翌年の1月31日までに履行する必要がある。EU加盟国は、遅くとも2022年12月31日までに立法化する必要がある。従って、2023年中に行われた取引については、遅くとも2024年1月31日までに最初の報告を行う必要がある。なお、プラットフォーム事業者は、報告期間の12月31日までに（2023年1月1日に既に登録されていた販売者については、2回目の報告期間の12月31日までに）デューデリジェンス手続を実施しなければならない。

#### 5. 義務違反に対して課される制裁内容

DAC7では、報告義務違反に対する罰則は、“効果的、比例的、説得的”（"effective, proportionate and dissuasive"）であるべきと定めている。しかしながら具体的な罰則内容については、各EU加盟国における国内法に委ねられている。多くの場合、罰金が主な制裁措置になると想定される。なお、DAC7の文言はこの点でDAC6と同じであるため、EU加盟国は罰則規定をDAC6の義務違反に対する制裁内容と足並みを揃えたものとなる可能性が高い。

また、DAC7では、販売者が2回の督促を受けてもプラットフォーム事業者に報告すべき情報を提供しない場合における販売者に対する措置内容も規定されている。プラットフォーム事業者は、販売者のユーザーアカウントを閉鎖して販売者の再登録を阻止するか、販売者が要求された情報を提供しない限り、対価の支払いを保留することができる（但し、これらの措置も各国内法において立法化される必要がある）。

[最初のページに戻る](#)

## 英国

### 目論見書に係る制度の見直し

2021年7月1日、コンサルテーションが公表され、英国政府は、①（EUに由来する）目論見書に係る制度の見直し及び改定の提案、②Financial Conduct Authority（英国金融行為規制機構、以下、「FCA」）に対して目論見書に係る制度の改定及びハンドブックに規定する権限付与の提案、また、③目論見書における将来に関する情報に伴う責任の改正を提案している。これは、一般投資家を含む幅広い投資家の公募への参加を促進し、規制を簡素

<sup>10</sup> 例えば政府機関、上場企業及びその関連企業、所定の報告期間における対価が2,000ユーロを超えない販売者等。



化して重複をなくし、目論見書の情報の質を向上させ、目論見書に係る制度を活発で機動的にすることを目的としている。英国政府は、投資家や金融機関等からこれらの提案についての意見を募集しており、コンサルテーションは 2021 年 9 月 24 日に終了する。

### 英国の目論見書に係る制度の改定

英国の現行制度においては、①UK Regulated Market（以下、「英国規制市場」）における証券取引の承認の申込みをする場合（英国規制市場における取引承認）、又は②流通する証券を公に勧誘する場合（公募）、免除制度が利用されない限り目論見書の作成が義務付けられている。目論見書の作成にはコスト及び時間がかかる。それ故、英国政府は、目論見書に係る制度をより活発で機動的にすることを目指して、①英国規制市場における取引承認のために目論見書が要求される場合と、②公募のために目論見書が要求される場合のそれぞれにつき、目論見書に係る制度の抜本的な改定を提案している。

### 英国規制市場における取引承認に係る規則の改正

英国政府は、目論見書の作成なしに行う、英国規制市場における取引承認の申込みを犯罪行為とする Financial Services and Markets Act（金融サービス市場法）の規定の削除を提案している。これは目論見書に担保されない申込みを拒否するか否かは市場に決めさせるべきとの考えに基づくものである。将来の改正を柔軟に行う為に、詳細な規則は、法律ではなく、FCA のハンドブックに規定される予定である。

### 英国規制市場における取引承認に係る FCA の新たな権限

また、コンサルテーションは、以下の通り提案している。

- ① FCA は、英国規制市場における取引承認の申込みに関して、いつ目論見書が要求されるか、いかなる場合に目論見書が免除されるか、また、目論見書の内容について定める広範な裁量を有すべきである。
- ② 海外上場企業が英国において上場する場合に、海外の規制に従い作成された目論見書を承認することができる十分な裁量を FCA に対して与えるべきである。
- ③ 関連する規定は、必要性が非常に高い場合のみ法律で定めるべきである。

### 目論見書の内容

英国政府は、目論見書の内容に関して、①現行の「necessary information（必要な情報）」基準の内容、②何が「necessary information（必要な情報）」かについて特定のファクターにより変わる可能性があることの解説、及び③通常要求される情報の省略を認める FCA の権限については、法律で定めるよう提案している。もっとも、その他については、FCA に詳細な規則を制定する権限を与えることを提案しており、FCA は目論見書のレビュー及び承認並びに目論見書規制に係る規則の制定等の広範な権限を持つことが想定されている。

### 目論見書における将来に関する情報

コンサルテーションは、目論見書における将来に関する情報に伴う法定責任の軽減を提案している。特に、将来に関する情報について、現行の「negligence standard（認識ない過失基準）」の責任を「recklessness standard（認識ある過失基準）」に変更するよう提案している。かかる責任

の軽減を受ける為には、発行会社は、将来に関する情報を明確に特定し、かかる情報の不確実性を警告し、軽減された責任基準が適用されることを明確に記載することが求められる。

### 英国の公募規制の改正

英国政府は、FCAが承認する目論見書の作成なしに流通する証券の公募を禁止する金融サービス市場法の規定（公募規制）及びそれに伴う制裁規定を残すよう提案している。しかしながら、英国政府は、新たに広範な公募規制の免除制度を提案し、また、非上場会社及び海外上場会社の公募のための制度を提案している。

### 既存の証券保有者への公募に対する新たな免除規定

英国政府は、既存の証券保有者向けの勧誘について、公募規制の新たな免除制度の導入を提案している。コンサルテーションは、全てのライツ・イシューや株交換取引（証券交換取引）が免除されるであろうと説明している。

### 公募規制に対する他の免除制度

コンサルテーションは、今回は改正を予定していないものの、公募規制に対する現行の免除制度（少人数私募、プロ私募、従業員等に対する勧誘）の運用についても意見を募集している。

### 英国非上場会社及び海外上場会社による公募に係る制度案

英国政府は、英国の非上場会社が800万ユーロを超える非上場証券を勧誘する場合に、目論見書の作成義務の代わりとなる3つの制度案についての意見を募集している。この点、一番目の制度案は、目論見書の作成義務の代わりに、一定の金額を超える証券を勧誘する会社に対して、認可された投資銀行への登録義務を課し、認可された投資銀行を通じて当該証券を勧誘することを求めるものである。かかる投資銀行はFCAの行為規制に従う必要があり、適切な投資家保護を確保することが求められる。二番目の制度案は一番目の制度案と基本的に同じであるが、投資銀行は、公募のためのプラットフォームとなる為に、新たな認可を受けることが求められる。英国政府は、より多くの証券勧誘がこの対象になるよう、800万ユーロの基準を下げる事が可能か検討する予定である。三番目の制度案は、現状を維持し、800万ユーロを超える証券を勧誘する場合に目論見書を求めるものである。

また、英国政府は、海外発行会社の証券が海外で上場する場合（かかる発行会社を「海外上場会社」という）に、かかる証券を英国市場においても勧誘を可能とする制度案について意見を募集している。一番目の制度案は、現状を維持し、FCAが承認する目論見書の作成を条件に英国への公募を可能にするものである（もっとも、多くの海外上場会社はプロ私募を利用することが多い為、目論見書を作成して公募が行われることは実務上は一般的ではない）。二番目の制度案は、海外の上場取引所の規則に従った勧誘資料（FCAのレビュー・承認を得ていない資料）を用いることによる証券の勧誘を認める新たな制度を作るものである。この場合、英国で勧誘を行う海外上場会社はFCAに対して通知義務を負い、FCAが英国投資家の利益を害すると考えれば当該勧誘を終了させる権限を有する。三番目の制度案は、英国政府は海外上場会社の英国における勧誘のための仕組みを作らず、将来、海外のパートナー国との相互承認の中で仕組みを作る余地を残すものである。

### 次のステップ

コンサルテーションは、2021年9月24日に終了し、英国政府は得られた回答を、Government's Future Regulatory Framework Reviewと並行して検討す

る。英国の目論見書に係る制度の改定は、英国政府によるコンサルテーション及びその後の立法、並びに FCA 規則のレビュー及びコンサルテーションの二段階のプロセスを通じて達成される予定である。

[最初のページに戻る](#)